

I T企業競争力強化促進事業委託業務 業務処理要領

1 目的

この要領は、委託者が受託者に委託する令和4年度 I T企業競争力強化促進事業委託業務の処理に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の目的

少子高齢化による労働力不足といった地域課題の解決に向けた取組や新型コロナウイルス感染症への対応として、デジタル化が急速に進む中、道内 I T企業の競争力の強化を図ることにより一次産業をはじめとする地域の様々な産業とのマッチングのモデルケースを創出し、デジタル化の促進を図るとともに、販路開拓のために道外展示会に出展する。

3 委託業務の内容

(1) マッチングイベントの開催

道内 I T企業と一次産業をはじめとする地域の様々な産業とのマッチングのモデルケースを創出するため、道内6圏域で商談会を開催すること。

開催にあたっては、デジタル化への関心があるものの具体的な検討に至らない中小企業等への相談等に対応できるよう相談ブースを設置すること。

また、イベント開催に先立ち、参加予定の I T企業に対して、中小企業のデジタル化に向けた課題の抽出や解決手法の提示方法といった商談時におけるポイントなど I T企業の営業力強化につながるような助言や支援等を行うこと。

ア 開催概要

(ア) 開催時期 令和5年2月15日(水)まで(6時間以内を想定)

(イ) 開催地 道内6圏域(道央、道南、道北、十勝、オホーツク、釧路・根室)にて各1回

(ウ) 開催方法 勤怠管理や在庫管理といった道内中小企業等のデジタル化の推進に資するテーマとして開催すること。また、I T企業の出展ブースを設け、来場する中小企業等との商談など打ち合わせができるよう机、椅子等を用意し、ブースの間隔をある程度離すもしくはパネル等で仕切るなど打ち合わせ環境を準備すること。

(エ) 留意事項 相談ブースについては、オンライン会議システムでの対応ができるよう準備をすることとし、事前予約制とすることも可。

イ 参加企業

道内 I T企業 10社/回程度、中小企業等 50社/回程度

ウ I T企業の選定

選定に当たっては、農業や水産業など各圏域における主要産業のデジタル化に関するニーズ等に対応した技術を有する I T企業や開催地域の I T企業を含めるよう務めること。

エ 中小企業等への周知

チラシ等を作成し、開催圏域の商工会議所や商工会などのほか地域の産業支援機関や業界団体などを対象として送付すること。なお、送付先については、予め道に連絡のうえ決定するものとする。

オ アンケートの実施

マッチングイベント参加者に向けて、商談会での成果や感想のほか、今後のデジタル化に向けた取組や支援ニーズについて把握できるようアンケート調査を行い、結果を取りまとめること。

(2) 道外展示会出展

委託期間中に、首都圏で開催される I T 関連の展示会のうち、最も効果が得られると考えられるものに 1 回出展し、道内 I T 企業を P R する。

ア 出展概要

(ア) 想定する展示会

- ・「第 13 回 Japan IT Week 秋」
会場：幕張メッセ
期間：令和 4 年(2022 年)10 月 26 日(水)～28 日(金)
- ・「ET&IoT 2022」
会場：パシフィコ横浜
期間：令和 4 年(2022 年)11 月 16 日(水)～18 日(金)

※これらは一例であり、限定されるものではない。

(イ) 出展内容

- 道内 I T 企業から出展企業を募り、2 社程度選定し、出展企業の技術や取組を P R すること。
- ・展示スペース：9 m²：幅約 3 m×奥行約 3 m程度
 - ・装飾：スポットライト及び看板、パンチカーペットの配置などブース装飾を適切に行うとともに、電子機器等が使用できるよう電源の準備をすること。
 - ・設置物：パネル等を設置できるよう準備すること。また、出展企業と調整のうえパンフレット配架用ラックや机、モニターなどの備品について適切に準備を行うこと。
 - ・その他：小間の申込、確保は委託先で行うこと。また、出展料やブース装飾のほか、上記設置物に係る費用は、委託料から支出することとする。

イ 出展企業の選定及び調整

道や業界団体と連携し、出展企業を選定すること。また、選定後、出展企業と展示物の準備や展示会期間中の来場者対応について連絡及び調整を行うこと。

ウ 展示会に係る企画・調整

出展企業がターゲットとする企業等への効果的な誘客が図られるよう、ブースの設置、運営を行うこと。

エ アンケートの実施

出展企業に対し、展示会開催期間中における説明件数や開催後の問い合わせ、引き合い件数、成約件数などの実績についてアンケート調査を行い、結果を取りまとめること。

(3) その他

- (1) 及び (2) の業務において、コロナウイルス感染症対策のため適切な措置を講じること。

(4) 事業実施報告書の作成及び提出

ア 事業実施報告書

上記(1)～(2)の業務に関する報告書：紙媒体 1部、電子媒体(CD-R等) 1部

イ 提出期限

令和5年(2023年)2月28日(火)

4 業務処理計画書及び業務処理責任者について

(1) 受託者が契約書第4条の規定に基づき提出する業務処理計画書は、次のとおりとする。

- ・ 業務処理計画書(別記第1号様式)

(2) 受託者が契約書第6条の規定に基づき業務処理責任者を定めたときに委託者に提出する書類は、次のとおりとする。

- ・ 業務処理責任者選定通知書(別記第2号様式)

5 実績報告及び概算払等について

(1) 受託者が契約書第11条の規定に基づき委託業務完了後に提出する実績報告書等は、次のとおりとする。

ア 実績報告書(別記第3号様式)

イ 収支精算書(別記第4号様式)

(2) 受託者が契約書第13条の規定に基づき概算払請求の際に提出する請求書等は、次のとおりとする。

ア 概算払請求書(別記第5号様式)

イ 収支計画書(別記第6号様式)

6 再委託について

受託者が契約書第3条のただし書きに基づき再委託を行う場合は、次によるものとする。

(1) 次に定める要件を満たすものとする。

ア 再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来さないとき。

イ 再委託することに合理的な理由があるとき。

ウ 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾を生じるものでないとき。

(2) 受託者が再委託を行う場合に提出する再委託承諾願は、次のとおりとする。

- ・ 再委託承諾願(別記第7号様式)

7 その他

(1) 業務の遂行にあたっては、企画提案の内容を基本として、委託者との連携に留意すること。

(2) 新型コロナウイルス感染症などの影響により委託業務の実施の中止や業務内容を変更する場合がある。